最終更新日：2015年10月21日

株式会社多摩川ホールディングス
代表取締役社長　桝沢　徹
問合せ先：03-6435-6933
証券コード：6838
http://www.tmex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上のためには、意思決定の迅速化による機動性の向上を図ると共に、経営の健全性の向上及び経営監督機能の強化と法令遵守（コンプライアンス）が重要であると認識しております。
この考えの基に、取締役の選任、報酬の決定、経営監視などに関して、公正透明な運営を図るための体制で臨んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
バンクジュリウスベアアンドカンパニーリミテッドシンガポールクライアンツ	4,311,000	10.26
ミズホセキュリティーズアジアリミテッドクライアントアカウント	2,931,000	6.97
MSIP CLIENT SECURITIES	2,607,000	6.20
日本証券金融株式会社	2,174,000	5.17
島貫　宏昌	1,934,000	4.60
有限会社佐藤総合企画	1,412,000	3.36
BARCLAYS BANK PLC SINGAPORE-CLIENT AC-NON JAPANESE RESIDENTS	1,235,000	2.94
久保田　定	1,047,000	2.49
桝澤　徹	954,000	2.27
楽天証券株式会社	875,000	2.08

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
日下　成人	他の会社の出身者											○
宮内　幸三郎	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日下　成人		株式会社クサカ　代表取締役社長	株式会社クサカの経営に長年にわたって携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えておられるため。
宮内　幸三郎		マルマン株式会社　常勤監査役	マルマン株式会社の常勤監査役として経営に携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えておられるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、監査方針について決定しております。
又、会計監査人による監査報告に基づき、監査役から取締役会に対し、提言等を行っております。
監査役と内部監査室は、定期的に会合を持ち、内部監査年度計画及び監査実施計画について決定しております。
又、内部監査の実施の際は、内部監査室が実施する会計及び業務監査には、監査担当者と同席し、実態の把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　恒雄	他の会社の出身者													○
仲田　隆介	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　恒雄	○	―	証券会社及び金融庁、証券取引等監視委員会において、長年にわたり、培ってきた豊富な知見・経験等を備えておられるため。 また、当該社外監査役は、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、且つ、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験を有しておられることから、当社の独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。
仲田　隆介	○	―	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため。 また、当該社外監査役は、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、且つ、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験を有しておられることから、当社の独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式3,080,000株です。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、社内監査役、社外役員の別に各々の報酬総額を開示しております。
平成27年3月期における、当社の社内取締役、社内監査役、社外役員に対する基本報酬額は以下の通りであります。
社内取締役　3名　11,850千円
社内監査役　1名　7,200千円
社外役員　　5名　15,750千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
各取締役の報酬額は、取締役会において、各監査役の報酬額は監査役会においてそれぞれ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経営企画部、財務経理部及び常勤監査役が、社外取締役（社外監査役）に情報の伝達・取締役会議事等につき、適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会
取締役会は、業務執行に基本方針を決定する機関として、取締役6名で構成されております。取締役会は代表取締役社長が議長をつとめ、取締役の職務の執行を監査する監査役が参加し、毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 部長会議
取締役、部門長による会議を月１回開催し、年度計画に基づいた事業活動の進捗、計画達成のための営業、開発・製造などの戦略戦術を討議・検討を行っております。

3. 監査役・監査役会
監査役会は3名での監査役で構成され、うち2名は社外監査役であります。さらに、社外監査役の中から2名を独立役員にしております。
各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

4. 内部監査室
当社では内部監査室を設置しております。内部監査室では定期的に行われる監査に加え、業務効率の向上や適正性の確保を目的とした業務フローの見直しについても適宜行っております。

5. 会計監査人
当社は、海南監査法人との間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、定期的な監査をうけております。

6. 独立役員
独立役員については、当社の企業価値向上に資する人物、経験、知見および専門知識等を総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断した場合、本人の同意を得た上で指定し、届出しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役の選任、監査役会の設置、内部監査室による各部門の活動状況の監査、会計監査人による会計監査を相互に連携させることが、コーポレートガバナンス体制の維持向上に資すると考えております。
加えて、独立性の高い社外監査役を招聘することによって、監査役機能の資質水準を高位維持することが肝要であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	財務情報、ニュースリリースなどを掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIRを担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得済

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1)当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. コンプライアンス担当役員を設置し、法令及び定款等の遵守の周知徹底を図る。
ロ. コンプライアンス・マニュアルを制定し、取締役及び従業員に対し研修会などを実施し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識向上を図る。

(2)当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告などに関して、議事録などの文書の作成を徹底し、文書管理規程に則り、取締役、監査役などが常時閲覧できるよう保存・管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. リスク管理担当役員を設置し、社内のあらゆるリスク情報の一元管理を図る。
ロ. リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の構築及び運営を行う。
ハ. 部門は、リスク管理規程に則り、自部門のリスク管理を行うとともに、リスク管理の状況を常にリスク管理担当役員に報告する。
ニ. リスク管理担当役員は、定期的に取締役会あるいはその他の会議の場で、リスク管理状況について報告する。

(4)当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ.「中期経営計画」を定め、目標を明確にする。
ロ. 取締役の職務・権限・責任を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については取締役会及びその他の会議を通じ、合議による慎重な意思決定を行う。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制をととのえることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。

(6)当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社に対し業務の適正性を確保するために本項目に記載した基本方針と同一内容の基本方針を適用する。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき従業員として、内部監査室または財務経理部内に、必要な人員を配置する。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の職務執行について取締役の指揮命令からの独立性を確保する。また、当該使用人の人事異動、人事考課などについては、監査役会の同意を得るものとする。

(9)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
イ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生しまたは発生するおそれがある場合、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見した場合、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じた場合は、監査役に報告する。
ロ. リスク管理担当役員は、部門長より部門のリスク管理状況についての報告を定期的に受け、監査役に報告する。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備を図る。
ロ. 代表取締役との定期的会合を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切かつ効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、
「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、全役員に周知徹底して、反社会勢力とは一切関係を持たないこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を人事総務課に統括し、情報の一元化を図ります。
また、人事総務課マネージャーを担当責任者として任命しております。

(2)外部の専門機関との連携状況
顧問弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携し、反社会的勢力による不当要求に備えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－

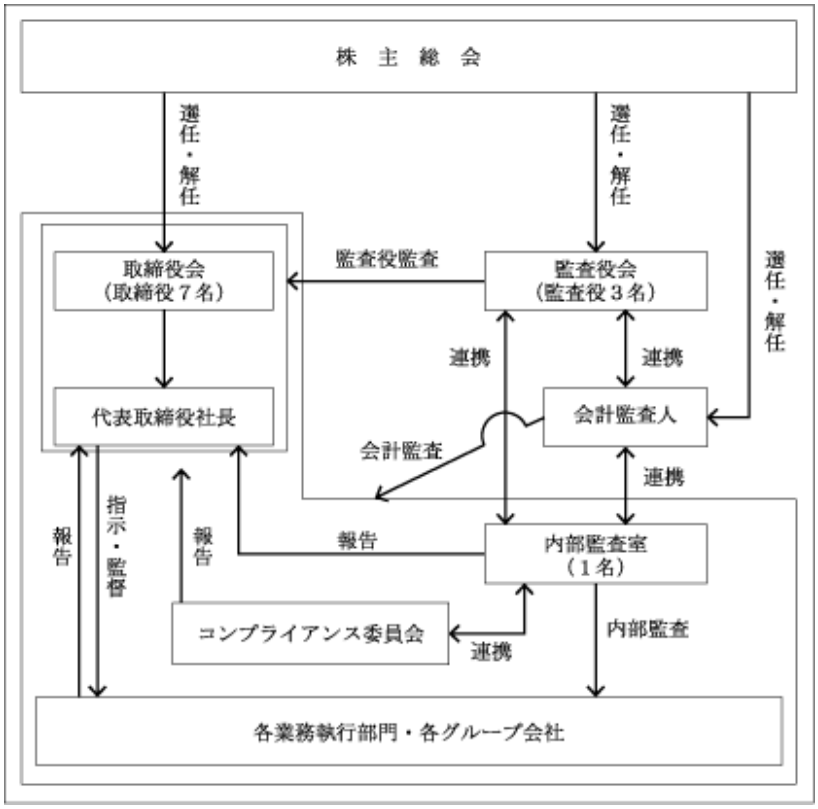

「適時開示体制の概要」

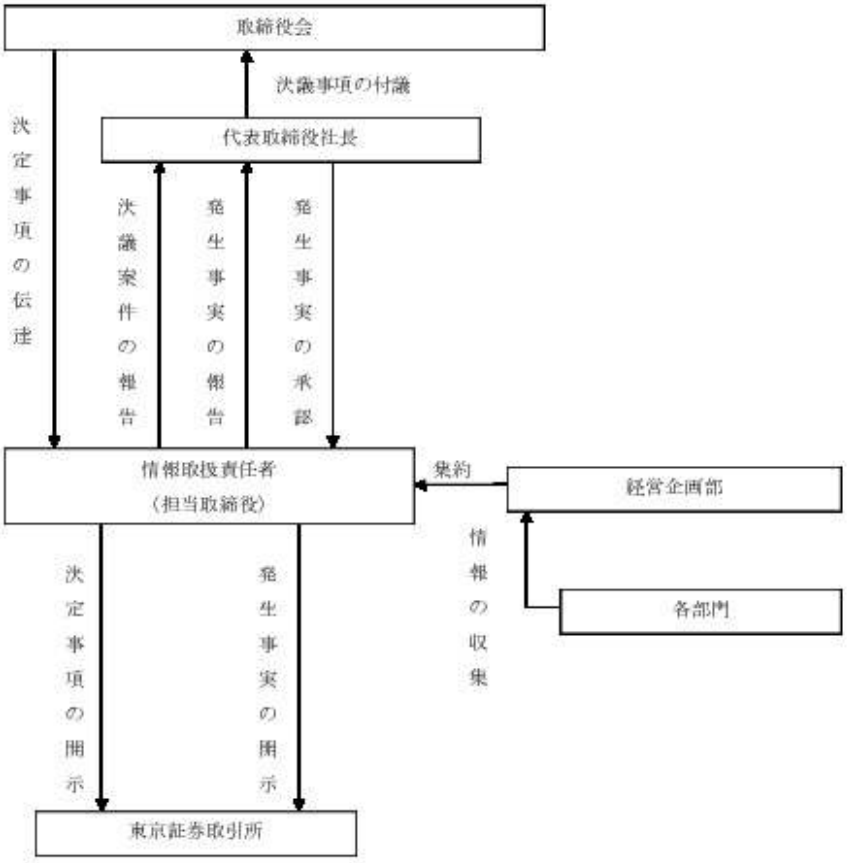
取締役会
決議事項の付議
代表取締役社長
決定事項の伝達
決議案件の報告
発生事実の報告
発生事実の承認
情報取扱責任者
（担当取締役）
集約
経営企画部
情報の収集
各部門
決定事項の開示
発生事実の開示
東京証券取引所